

移動等円滑化取組計画書

令和3年 6月 30日

住 所 神奈川県鎌倉市常盤18番地  
事業者名 湘南モノレール株式会社  
代表者名 取締役社長 尾渡英生

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

- ①バリアフリー法に基づく全8駅の段差解消に向けて、スロープやエレベーターの設置に取り組んでおり、スロープにより1駅、エレベーターの設置により4駅、他社の管理するエレベーターにより1駅、合計6駅の段差が解消しており、湘南深沢駅は2021年度に段差解消工事を行う計画としていたが、これを延期し、実施時期を再検討する。
- ②トイレのバリアフリー化は、2駅で完了している。
- ③車両については、全7編成がバリアフリー化を完了している。
- ④触知案内板は、大船駅2022年度、片瀬山駅2023年度、湘南深沢駅及び目白山下駅は段差解消時にそれぞれ設置する。
- ⑤内方線付点状ブロックは、全駅に設置を完了している。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ①車いす補助板は、湘南深沢駅及び目白山下駅は段差解消時に設置する。
- ②当社では音声による駅構内での情報提供について対応が遅れていたため、利用者数が多い大船駅、湘南町屋駅において自動音声によるトイレ位置を案内する設備を設けるなど、音声案内を充実させる。
- ③旅客に接する社員は、民間資格であるサービス介助士の資格取得に努める。

## II 移動等円滑化に関する措置

### ① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
西鎌倉駅多機能トイレ新設	・新たに障害者対応型トイレを設置する。(2021 年度)

### ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢者、障害者に対する乗降支援	・高齢者、障害者に対する乗降支援、またスロープを使用しての乗降について、教育を実施する他、乗降補助の連絡を受けた際に係員が適切に対応できるよう実地訓練を実施する。
運行情報の提供	・各駅の案内表示器 (LED、サイネージ) を活用し、運行情報の提供を行う。
旅客施設の定期点検実施	・エレベーター、ホーム他、点字等旅客施設の定期点検を実施する。

### ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
『声掛けサポート運動』の実施	・係員からの声掛けの強化、利用者への協力、理解を求め、高齢者や障害者が公共交通を利用しやすい環境を構築させる。
率先して声掛け及び見守りの推進	・高齢者、障害者が鉄道を利用していた際には、率先して声掛けを実施し必要とされる移動の支援を実施する他、安全に利用できるよう見守りを実施する。

### ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホームページにて情報の提供	・駅情報の内容充実を図り、高齢者、障害者等の公共交通機関利用促進を図る。

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
障害者の接遇に関する民間資格の取得促進	・旅客に接する社員に対して、2025 年度までに民間資格であるサービス介助士資格を取得させる。(2021 年度 2 名受講)
障害者全般についての知識の向上	・『心のバリアフリー推進員養成研修講座』課程修了者による机上教育を実施。

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
高齢者障害者等用施設等に関する広報・啓発活動	<ul style="list-style-type: none"> <li>・駐車スペースを設けてある駅等、バリアフリー対応状況をホームページにて周知する。</li> <li>・障害者用駐車施設の案内及び適正な利用の推進を実施する。</li> <li>・多機能トイレ設置駅の案内及び適正な利用の推進を実施する。</li> </ul>
車内放送による案内	・高齢者、障害者等が、優先席を利用しやすくなる環境づくりのための啓蒙放送をキャンペーン等により実施する。

III 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<p>「交通事業者に向けた接遇ガイドライン（認知症の人編）」が作成されたことに伴い、「バリアフリーマニュアル」の改訂を実施する。</p>
----------------------------------------------------------------------

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

<p>ホームページでの公表</p>
-------------------

## VI その他計画に関連する事項

中期的な対応方針に記載された事項については、当社の「移動等円滑化取組計画」に位置付けられている。

- 注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。
- 2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。
- 3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。